

青葉台三丁目町会会則

青葉台三丁目町会

平成31年3月2日改定

第一章 総則

第1条 本会を「青葉台三丁目町会」と称する。

第2条 本会は、会員相互の融和と親睦を図ると共に、支え合える隣組関係を醸成し、町会の発展と安全で安心な住みよい街作りに寄与することを目的とする。個人の利益或いは政治目的に利用してはならない。

第3条 本会は、青葉台三丁目区域内に居住する所帯主及びその家族、並びに独身寮に居住する寮生（以下「会員」と称する）をもって構成する。

第4条 本会の事務所は、町会長宅とする。

第二章 事業

第5条 本会は、姉崎地区町会長会、青葉台町会協議会、市原市社会福祉協議会に加入する。

第6条 本会は、事業として下記活動を行う。

- (1) 市原市行政上の協力及び行政に対する要請事項
- (2) 防災、防犯、交通、環境衛生に関する事項
- (3) 青少年の指導育成に関する事項
- (4) 会員の互助、親睦、福祉、厚生に関する事項
- (5) 公共、公益施設の管理に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第三章 権利、義務

第7条 本会の会員は、会員の権利、義務として、下記事項を有する。

- (1) 総会に出席して意見を述べ、議決に参加する権利、及び義務
- (2) 会則に基づく機関の決定、業務執行について報告を受ける権利及びそれらの決定事項に従い、或いはこれを守る義務
- (3) 町会費を負担する義務

第四章 機関

第8条 本会の常設機関として、総会、役員会、三役会を置く。

第9条 最高議決機関として、総会を毎年一回3月に開催する。その他会員総数の2分の1以上の請求、又は役員会が必要と認めた時、会議の目的を明示して臨時総会を開催することが出来る。

第10条 総会に付議する事項は下記とする。

- (1) 年間の事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会長の決定、副会長(含む会計)の担当分担の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会の目的達成上必要な事項

第11条 総会の招集は会長が行い、開催日時、場所、議題を予め通知することとする。但し、緊急を要する臨時総会はその限りではない。

第12条 総会は、委任状を含む会員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議事は出席者の

過半数の賛成で成立する。

第13条 役員会は、本会の総会に代わる決議機関であり執行機関とする。

- (1) 役員会は役員をもって構成し、規約及び総会の決定事項に基づいて業務を執行する。その結果は、会報等をもって会員に報告すること。
- (2) 役員会は原則として毎月1回会長が招集して開催する。但し、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の請求があった時、又は会長が必要と認めた時、臨時に開催できる。
- (3) 役員会は役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立し、議事は出席役員 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成で決定する。

第14条 三役会は、本会の本部機能を持ち、実質的執行機関とする。

- (1) 三役をもって構成し、町会活動の企画立案を行い、規約、総会決議、役員会決議に基づいて業務を執行する。常に円滑な町会運営に尽力する。
- (2) 三役会は原則毎月会長が招集し開催する。必要があれば機動的に適宜開催する。
- (3) 外部組織からの情報を相互に報告共有し、本会会員に必要な情報を速やかに発信する。また必要な情報は外部へ報告する。

第五章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ブロック区分より各1名
- (3) 会計 1名（副会長兼務とする）
- (4) ブロック長 ブロック区分より各1名
- (5) 班長 各班より各1名
- (6) 会計監査 2名

第16条 会長は必要に応じ参与及び行事支援者を指名することができる。

第17条 会長、副会長及び会計となる三役の選出は次の通りとし、総会で決定する。

- (1) 会長はブロック単位の輪番制とする。
- (2) 副会長は原則としてブロック内の班単位の輪番制とする。
- (3) 会計は三役会で副会長から選出する。

担当の分担は新年度三役の合議により決定し総会に報告する。

第18条 会計監査は、前会長、前副会長、前会計より選出し総会に報告する。

第19条 三役のうち町会長の任期は2年とし、副会長、会計は原則2年とする。但し、再任は妨げない。会計監査は1年とする。

ブロック長、班長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

班長選任のルールは、班内輪番制に従うが、世帯住居者全員が、80歳以上である場合、班長免除の権利を有する。また特殊事情により、班長の任を全うできない場合は、他の班員の合意を得るように努め、その手続きを踏んで、ブロック長・副会長に、進言する。ブロック長・副会長は、適宜相談に乗るとともに、合理性を認めれば、最終結果を町会長に報告する。副会長は、その合意を理由とともに記録として残し、保管する。

第20条 役員に欠員が生じた場合は、会長、会計は副会長より互選により、その他役員については、欠員を生じたブロック又は班内から補充し、任期は前任者の残り期間とする。

第21条 役員 $\frac{2}{3}$ 以上の賛成で成立する。

- (1) 会長は、町会を代表して会務を統括する。姉崎地区町会長会、青葉台町会協議会に町会を代表して出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、それぞれの定められた業務を分担する。又会長に事故がある時は、その職務を代行する。青葉台町会協議会総会および役員会に町

会を代表して適時出席する。

(3) 会計は、町会の会計事務を行う。青葉台町会協議会に適時出席する。

(4) 会計監査は、会計事務の監査を行い、役員会並びに総会に報告する。

(5) ブロック長は原則として班長を兼務し、地区を統括する。

(6) 班長は、班の代表として会員の意思を総会、役員会に反映させ、町会諸事項について審議決定に参画するほか、決定事項及び諸伝達事項を会員に周知する。防災、防犯及び緊急時避難等に対して班内の把握、三役、ブロック長と緊密に連携する。

(7) 参与は、町会長より要請された特定事項を行い、担当副会長を補佐し、必要に応じて打ち合せ会等に出席する。

第22条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年、又は翌々年3月31日までの2年とする。

第23条 ブロックの構成及び役員の数人は、役員会で決定する。

第六章 会計

第24条 本会の会計は、会員の拠出する町会費、防犯外灯その他市原市からの補助金、及び、寄付金、その他の収入をもって運営する。

第25条 本会の予算は、年度前に編成し、総会の承認を得るものとする。

第26条 収支決算は、会計年度終了後速やかに会計監査を受け、役員会並びに総会の承認を得るものとする。

第27条 本会の金銭の出納並びに保管は、会計がこれにあたる。

第28条 本会の会計年度は3月1日より翌年2月末日までとする。

第七章 雑則

第29条 本会の会則の変更は、役員会で審議し、総会の議決を経なければならない。

第30条 本会の会費、慶弔金、資産管理、役員選出、その他は役員会で審議し別途に定め、総会で報告する。

第31条 本会に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、役員会で審議の上、決定する。

付則

1. 昭和50年 4月 1日 実施
2. 昭和56年 4月 1日 1部改定
3. 昭和59年 4月 1日 1部改定
4. 昭和61年 4月 1日 1部改定
5. 平成 3年 4月 1日 1部改定
6. 平成 6年 4月 2日 1部改定
7. 平成 8年 3月 9日 1部改定
8. 平成 9年 3月 8日 1部改定
9. 平成11年 3月13日 1部改定
10. 平成15年 3月 8日 1部改定
11. 平成21年 3月 7日 1部改定
12. 平成23年11月19日 1部改定 (三役選出方法の変更、15条、17条)
13. 平成24年 3月 3日 1部改定 (内規の変更を明確化、30条)
14. 平成31年 3月 2日 1部改定 (第19条; 班長選任のルール)

青葉台三丁目町会内規

平成31年3月2日改定

1. 青葉台3丁目の町内会費は、会員一戸当たり月額450円とする。
但し、独身寮等で単身入寮者については、一人当たり月額100円とする。転入の場合次の月から、転出の場合前月分まで納入する。
2. 会費の納入は、その年度の5月、11月の第一土曜日に開催される定例役員会までに、各班長がそれぞれ上期、下期の会費を徴収し会計に納入するものとする。5月に於いて、上期、下期の合計会費を一括納入することを妨げない。
3. 会員及びその家族に弔事がある場合は、10,000円の香典を贈るものとする。
香典には、青葉台三丁目町会長 ○○○○の氏名を記入し、町会を代表して葬儀に参加することとする。町会長に都合がある場合は、副会長（慶弔→総務担当）が代行することとする。
4. 町会役員には、年度始めに表1の役員事務通信費を支給し、年度終わりに表2の役員慰労金を贈るものとする。
5. 寄付金等で緊急又は臨時出費の必要が生じた時は、会長の判断により出費を妨げないが、事後翌月の定例役員会に報告するものとする。
6. 町会長の輪番制は表3、副会長の輪番制は原則として表4に定める順位とする。
7. 単位ブロックの班編成は表5の通りとする。

—記—

1. 役員事務通信費（表1）

役員名	金額
町会長	20,000円
副会長	10,000円
会計	10,000円
参与	10,000円
会計監査	1,000円
ブロック長	3,000円
班長	1,000円

2. 役員慰労金（表2）

役員名	金額
町会長	10,000円
副会長	5,000円
会計	5,000円
参与	5,000円
会計監査	1,000円
ブロック長	2,000円
班長	1,000円

3. 町会長担当ブロック順位（表3）

順位	担当ブロック	備考
<u>1</u>	第1ブロック	平成24、25年度
<u>2</u>	第6ブロック	平成26、27年度
<u>3</u>	第5ブロック	平成28、29年度
<u>4</u>	第4ブロック	平成30、31年度
<u>5</u>	第3ブロック	令和2、3年度
<u>6</u>	第2ブロック	令和4、5年度

4. 副会長担当班順位および班区分（表4）

第一ブロック			第二ブロック			第三ブロック		
順位	担当班	備考	順位	担当班	備考	順位	担当班	備考
1	1班	25, 26年度	管理組合基準による			1	30班	25, 26年度
2	2班	27, 28				2	9班	27, 28
3	8班	29, 30				3	10班	29, 30
4	7班	令和1, 2年度				4	11班	令和1, 2年度
*	**					5	12班	令和3, 4年度
*	**					6	13班	令和4, 5年度
第四ブロック			第五ブロック			第六ブロック		
順位	担当班	備考	順位	担当班	備考	順位	担当班	備考
1	14班	25, 26年度	1	21班	24, 25年度	1	26班	25, 26年度
2	15班	27, 28	2	19班	26, 27	2	28班	27, 28
3	16班	29, 30	3	24班	28, 29	3	29班	29, 30
4	17班	令和1, 2年度	4	20班	30, 31	4	25班	令和1, 2年度
5	18班	令和3, 4年度	5	23班	令和2, 3年度	5	27班	令和3, 4年度

5. 単位ブロックの班編成 (表5)

単位ブロック	班番号
第一ブロック	1, 2, 5 (メジフィジックス)、6 (チョダ)、7, 8
第二ブロック	コスモ1、2, 3、4, 5、6
第三ブロック	9、30、10、11、12、13
第四ブロック	14、15, 16, 17, 18
第五ブロック	19, 20, 21, 23, 24
第六ブロック	25, 26, 27, 28, 29

改正履歴

1. 平成24年3月3日追加 (6, 7項追加)
2. 平成29年3月4日改定 (町会費450円)
3. 平成31年3月2日改定 (第四、五、六ブロック構成班変更)

以上